

# 重要事項説明書(兼契約書別紙)

様

指定訪問介護事業所あいこう

## 訪問介護重要事項説明書(兼契約書別紙)

サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業所(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 愛光会
代表者名	理事長 高月 恵美
所在地・連絡先	住所 熊本市北区清水新地三丁目5番33号 電話 (096)348-0660 FAX (096)348-0667

### 2. 事業所の概要

#### (1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	指定訪問介護事業所あいこう
サービスの種類	訪問介護
所在地・連絡先	住所 熊本市北区清水新地三丁目5番33号 電話 (096)348-0666 FAX(096)348-0667
指定年月日	平成12年11月1日
事業所番号	4370102438
管理者の氏名	井上 蘭

### 3. 事業所の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。

## (2) 運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	勤務の形態・人数	
		常勤[人]	非常勤[人]
管理者	1	1	
サービス提供責任者	5	4	1
介護員	介護福祉士	6	5
	実務者研修終了課程	0	0
	初任者研修終了課程	2	2

## 5. 職員の勤務体制

従業者の種類	勤務時間帯	備考
管理者	正規の勤務時間帯 常勤で勤務	
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯 常勤もしくは非常勤で勤務	
訪問介護員	原則として 8:30~17:30	

## 6. 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市、合志市、菊陽町
---------	-------------

## 7. 営業日

営業日	営業時間
平日	原則として8:30~18:00
営業しない日	原則として12月29日~1月3日

## 8. サービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の支援を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容 食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位変換 服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	日常生活に支障のある利用者に対して、家事の援助を行います。 例)掃除、調理、洗濯、買い物、薬の受け取り 衣服の整理など

## 9. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料金」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本料金の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

## (1) 訪問介護の利用料

### 【基本部分】

#### 身体介護

サービス提供時間	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	163円	326円	489円
20分以上 30分未満	244円	488円	732円
30分以上 1時間未満	387円	774円	1,161円
1時間以上 1時間30分未満	567円	1,134円	1,701円
1時間30分以上	30分増すごとに 82円を加算	164円加算	246円加算
引き続き「生活援助中心型」を 算定する場合	25分増すごとに65円 加算 (身体介護の所要時間 が20分以上の場合に 限る)	130円加算	193円加算

※いずれも、1回の訪問にかかる料金。

#### 生活援助

サービス提供時間	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	179円	358円	537円
45分以上	220円	440円	660円

※いずれも、1回の訪問にかかる料金。

・「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者又はその家族等の同意を得て、同時に二人の訪問介護員等がサービスを提供した場合は、上記基本料金の2倍の額となります。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

#### ○初回加算(新規)⇒200単位/月

新規の利用者に対し、初回(または初回の属する月)に訪問事業責任者が自らサービスを行う場合、又は、他の訪問介護員等がサービスを行う際に同行した

場合。過去2ヶ月間において(入院等で)当事業所からサービスを受けていない  
場合。要支援⇔要介護認定を受けた場合

○生活機能向上連携加算⇒100単位/月

サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合

○口腔連携強化加算⇒50単位/月

事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合

○緊急時訪問介護加算⇒100単位/回

利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合

○夜間・早朝加算⇒上記基本部分の25%

夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービスを提供する場合

○深夜加算⇒上記基本部分の50%

深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供する場合

○特定事業所加算

該当要件特定事業所加算	割り増し率
(Ⅰ)当該加算の体制要件・人材要件・重度者等対応要件を満たす場合	20%
(Ⅱ)当該加算の体制要件・人材要件を満たす場合	10%
(Ⅲ)当該加算の体制要件・人材要件・重度者等対応要件を満たす場合	10%
(Ⅳ)当該加算の体制要件・重度対応要件を満たす場合	5%
(Ⅴ)当該加算の体制要件を満たす場合	3%

○訪問介護処遇改善加算Ⅰ ●

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行する為のもので、所定単位数にサービス別加算率13.7%を乗じた単位数で計算した金額が割り増し

されます。

### ○訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ ◎

介護職員の確保・定着につなげていくためのもので、訪問介護処遇改善加算Ⅰに加え所定単位数にサービス別加算率6.3%を乗じた単位数で計算した金額が割り増しされます。

### ○介護職員等ベースアップ等支援加算 △

コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取組みの一環となり、介護職員の定着率の向上とサービスの質を維持するためのもので●と◎に加え所定単位数にサービス別加算率2.4%を乗じた単位数で計算した金額が割り増しされます

●+◎+△で合計加算率は22.4%となります

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の額を算定します。

### ○同一建物減算

事業所と同一建物等に居住する利用者にサービスを行う場合、上記基本部分の100分の90に相当する単位数を算定

#### (2)キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
連絡がなかった場合	ヘルパーの交通費として¥260

#### (3)支払い方法

毎月15日までに利用料明細書により前月分を請求いたします。原則、郵便局か銀行の自動引き落としでのお支払いとなります。(肥後銀行・ファミリー銀行・信用金庫の自動引き落としの場合は手数料130円がかかります)

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の 主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員、及び熊本市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 12. 虐待防止について

(1) 利用者の人権の擁護虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 訪問介護員等に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施
- ④ 上記の措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者選定及び設置

(2) サービス提供中に、当該事業所訪問介護員等又は擁護者(利用者の家族等高齢者を玄に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合

は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 13.事業継続計画の策定等について

- (1)感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2)訪問介護員等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 14.苦情、事故・虐待防止に関する相談窓口

当事業所 お客様相談窓口	窓口責任者 井上 蘭
	ご利用時間 8:30~17:30
	ご利用方法 電話 (348-0666) 面接【当事業所1階相談室】

(当事業所以外に、市町の相談・苦情相談窓口で苦情を伝えることができます。)

☆熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話096-214-1101

☆県「運営適正化委員会」

熊本県社会福祉協議会(県総合福祉センター内) 電話096-324-5471

☆熊本市高齢介護福祉課 高齢福祉係 電話096-328-2347

☆北区福祉課 高齢福祉係 電話096-272-1118

## 15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供はお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 16. 担当のサービス提供責任者

担当するサービス提供の責任者は\_\_\_\_\_ですが、やむをえない事情で変更する場合は、事前に連絡をします。

当事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 熊本市北区清水新地三丁目5番33号

事業者〔法人〕 社会福祉法人 愛光会

指定訪問介護事業所あいこう

代表者名 理事長 高月 恵美 印

説明者 職名 管理者

氏名 井上 蘭 印

私は、事業所より上記の重要事項説明について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)になることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

署名代行者(又は法廷代理人)

住所

本人との続柄

氏名 印